

(仮称) ながのこども館整備事業
要 求 水 準 書

令和 3 年10月



長 野 市

目 次

I	本書の定義と事業概要	1
1	本書の位置付け	1
2	技術提案に関する基本事項	1
3	業務内容	2
4	工程計画	3
5	リスク分担について	3
II	施設整備に関する事項	4
1	基本要件	4
2	設計要件	5
3	技術提案書の評価項目	6
4	施設の機能等	7
5	適用基準等	20
6	設計・工事監理業務特記仕様	21
7	建設工事特記仕様（全般）	22
8	建設工事特記仕様（建築工事）	26
9	建設工事特記仕様（電気設備工事）	26
10	建設工事特記仕様（機械設備工事）	27
III	添付資料	

資料1（検討を行なう範囲を示す平面図）

I 本書の定義と事業概要

1 本書の位置付け

本書は、長野市（以下、「市」という。）が、「（仮称）ながのこども館整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する特定建設共同企業体（以下、「事業者」という。）を選定するために交付する「（仮称）ながのこども館整備事業 設計及び施工者選定に係るプロポーザル 応募要領」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備水準（以下、「要求水準」という。）を示すものである。

2 技術提案に関する基本事項

- (1) 要求水準は、原則として市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設全体並びにそれらを構成する個々の部位、部品、機器等の具体的仕様等については、プロポーザルへの参加を希望する事業者が、その要求水準を満たすような提案を行うものとする。
- (2) 事業者は、要求水準を効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。
- (3) 提案内容は、建物内部の新遊具の設置及び既存の科学展示物の活用計画、また建物長寿命化改修等を講ずるための優れた工法や高度な技術力をもつ事業者を選定するための「案」であり、提案した工期及び事業費を除く内容は、設計業務の過程において、市との協議により変更が生じる可能性がある。
- (4) 環境対策やユニバーサルデザインの観点から、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令を遵守し、安全で使いやすく、丈夫で維持管理費のかからない施設の提案を行うこと。
- (5) リサイクルされた材料や、リサイクルしやすい材料、人体や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した施設とするよう努めること。
- (6) 施設全体として、必要以上に高価な材料を使用せず、耐久性に優れ、将来の更新や変化に配慮した計画とすること。

3 業務内容

(1) 設計に関する業務

- ア 事前調査・測量業務（設計・工事に必要な一切の調査及びアスベスト含有調査）
- イ 遊具整備工事、既存施設の撤去処分工事、建物長寿命化改修工事の設計業務
- ウ 各種法令・条例手続き申請に関する業務（申請手数料等は事業者負担とする。）
- エ 事前説明会や周知等の地元対応に関する補助業務
- オ 定期的に実施する発注者との打合せ業務
- カ 概算維持管理費及び中長期保全計画の策定業務
- キ 設計完了後のイメージ図作成
- ク 指定管理者募集の際の募集要項等作成補助業務

(2) 整備工事に関する業務

- ア 事前調査に基づく対策業務
- イ 遊具整備工事、既存施設（展示物を含む）の撤去処分工事、建物長寿命化改修工事
- ウ 各種法令・条例手続きに関する調整及び申請業務（申請手数料等は事業者負担とする。）
- エ 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務
- オ 工事期間中の工事ヤード及び工事車両搬出入路周辺の安全対策業務
- カ 定期的に実施する発注者との打合せ業務
- キ 竣工後の取扱説明・引渡し業務、工事記録・竣工書類のとりまとめ業務

(3) 工事監理に関する業務

- ア 遊具整備工事、既存施設の撤去処分工事、建物長寿命化改修工事の工事監理業務
- イ 各種法令・条例手続き申請に関する業務（申請手数料等は全て事業者負担とする）
- ウ 工事説明会や工事期間中の問い合わせ等の地元対応に関する補助業務
- エ 定期的に実施する発注者との打合せ業務
- オ 竣工後の取扱説明・引渡しの立ち合い業務、工事記録・竣工書類の確認業務

4 工程計画

(1) 事業期間は、設計に関する業務の契約日から令和6年3月末日とする。ただし、工事の品質管理と安全管理を満たしたうえで、事業期間を短縮すること。

なお、それぞれの業務委託及び工事の契約期間については、事業者の技術提案書の内容を受けて決定する。

(2) 既存施設は令和4年3月末日まで使用し、現在の指定管理者の引越し等は、令和4年4月～5月を予定している。

5 リスク分担について

(1) 次の項目に係るリスクは事業者の負担とし、その他については、必要に応じて市と協議して負担割合を決定する。

ア 技術特性

- ・技術提案を履行する上で生じる施工方法や工事項目、調査項目、設計・工事監理項目等の増加

イ 社会条件

- ・工事にあたって、計画していた仮囲い、誘導員や資材置場など仮設計画の変更
- ・近接の建築物及び構造物への工事による損害及び復旧
- ・周辺住民に対する騒音・振動の配慮、周辺水域環境に対する水質汚濁への配慮
- ・一般道路を利用する際の資機材等の搬入・搬出の制約

ウ マネジメント特性

- ・設計から施工完了までの全体工程管理
- ・イベントに伴う施設管理者との協議による工程の調整

エ その他

- ・応募費用に関するもの
- ・設計、積算の間違いによる設計・工事内容の変更
- ・その他契約不履行に関するもの

Ⅱ 施設整備に関する事項

1 基本要件

本事業は、小・中学生を対象とした科学展示物の展示を行っていた少年科学センターを、新たな時代に即してリノベーションを行うものであるが、遊具施設等を拡充整備することで施設の利用対象を乳幼児まで拡大し、併せて建物の長寿命化改修を行うもの。

(1) 施設概要等

【場 所】長野市上松2丁目4－5（城山公園内）

【建 設 年】昭和60年7月（築36年）

【床 面 積】1階：1,542㎡ 地下1階：1,865㎡

(2) インフラ整備状況

次の項目に掲げるインフラの接続は、各インフラ管理者の定める規則に従い、事業者の負担で整備する。

なお、施設改修後の維持管理費が最適になるよう検討し、各インフラ管理者と協議の上、接続箇所・方法等を決定すること。

ア 上水道：長野市上下水道局

本管 75A / 施設引込み 50A

敷地東側市道長野北226号線より取出し。

イ 下水道：長野市上下水道局

本管 200A / 施設引込み 150A（一般汚水、汚水・雨水分流放水）

敷地東側市道長野北226号線より取出し。

ウ 都市ガス：長野都市ガス株式会社

本管 150A / 施設引込み 80A（低圧）

敷地東側市道長野北226号線より取出し。

エ 通信：NTT・光ケーブル

ロータリー入口に既存引込第一柱あり（高圧電線と共架）

不要な電柱の撤去や付け替えが必要な場合は管理者と協議を行うこと。

オ 電気：中部電力

ロータリー入口に既存引込柱第一柱あり

敷地内の不要な電柱の撤去や付け替えが必要な場合は管理者と協議を行うこと。

(3) 用途地域の変更

現在の用途地域は「第一種低層住居専用地域」となっているが、令和4年5月開催予定の都市計画審議会までに、「第二種住居地域」に変更する予定となっている。

2 設計要件

(1) 施設の対象者

ア 主な対象は乳幼児から小学生とする。

(2) 遊び場計画並びに科学展示物及び施設のリノベーションに関する基本要件

ア 遊び場計画

- ・ 子供たちの年齢、体格、遊び方に応じた施設とする。
- ・ 一過性の遊びではなく、継続性やステップアップできる遊びの施設とする。
- ・ 遊びの創意工夫により、考える力を促す工夫がされた施設とする。
- ・ 保護者も子供と一緒に過ごせる施設とする。
- ・ 木材を利用する場合は、県産材の活用を検討すること。

イ 科学展示物の利活用

- ・ 既存の科学展示物等の展示手法や方向性を検討する。
- ・ サイエンスショーや工作教室などに対応する空間を確保する。
- ・ 新規の科学展示物の設置は可能とする。
- ・ 既存展示物のJAXA関連及び鉄道ジオラマは展示場所を検討し残すこと。ヘリコプター及び自動車は撤去とする。(ヘリコプターは陸上自衛隊からの貸与品であり返却にあたり撤去積込作業等は陸上自衛隊で行うことから、茨城県土浦市霞ヶ浦駐屯地までの往復の運搬費のみ本事業に含むものとする。なお、復路は城山動物園内に設置予定の新機を運搬するものとする。)

ウ 諸室等の条件

- ・ 保護者の性別を問わず授乳・オムツ替えが可能なスペースを設けること。
- ・ 大人用トイレとは別に、幼児用トイレを設置すること。
- ・ 飲食が可能な休憩スペースを設けること。
- ・ エントランスの設えは、動物園と一体となり賑わいが創出される施設として気軽に立ち寄りたくなるよう計画すること。
- ・ 収蔵図書(約450冊)を陳列するとともに読書ができるスペースを設けること。
なお、図書の貸し出し等は行わない。

エ その他

- ・ 施設の集客性の向上などに必要な提案を行うこと。
- ・ 動物園が隣接する環境を活かした提案を行うこと。
- ・ 「ゆめの劇場」を利用した映像音響コンテンツの提案は可能とする。

(3) 長寿命化改修工事の基本要件

長寿命化改修工事として、本事業による改修後20年間は躯体・屋根・外装・内装・建具及び建築設備等に対して施設の運営に支障となるような大規模な改修工事を行わなくてもよい程度の改修を行うものとする。本事業の改修工事後20年未満のうちに全館休館を伴う更新・修繕が必要な箇所については、本事業において優先的に実施するものとする。

(4) その他

遊具整備等と長寿命化対策の検討を行なう範囲は別紙（資料1）に示す。

3 技術提案書の評価項目

(1) 全体コンセプト

- ・ 応募要領に記載する「趣旨」及び本書等を踏まえ、本事業の技術提案のコンセプトと施設の考え方を明記すること。
- ・ 整備後の来館者数は、倍増（現在約10万人）を目指すものとする。

(2) 事業期間

- ・ 新技術や新工法、創意工夫などにより、工事の品質管理と安全管理を満たした上で、可能な限り事業期間を短縮すること。

(3) 事業費

- ・ 新技術や新工法、創意工夫などにより、施設の充実を図りながら可能な限り事業費を削減すること。
- ・ 「遊具施設整備費」として計上する内容については、遊具施設（衝撃吸収床材やデザイン壁紙等を含む）及び科学展示物の補修及び新設費用とし、その他の費用については、「建物長寿命化改修費」として計上すること。

(4) 新遊具と科学展示物

- ・ 新たに設置する遊具等のコンセプトやイメージを明記すること。
- ・ 既存の科学展示物等を活かせる展示手法や方向性を示すこと。

(5) 安全性

- ・ 施設全体の安全性の考え方を示すこと。特に遊びや展示物のエリアについては、利用対象者を踏まえた上で安全性に配慮すること。
- ・ 個別の遊具・展示物の安全性の考え方を示すこと。

(6) 展示スペース内の動線及びゾーニング計画と諸室等の配置

- ・ 効果的な配置や運営面を想定した動線とゾーニング計画の考え方を示すこと。
- ・ 利便性に配慮した諸室等の配置や仕様の考え方を明記すること。
- ・ エントランスの改修の考え方を明記すること。

(7) 長寿命化対策と維持管理（遊具施設も対象とする。）

- ・ 長寿命化のための対策方法を提案すること
- ・ 施設の維持管理等が容易で効率的に行えるよう工夫すること。
- ・ 完成後20年間の維持管理費を想定すること。

(8) その他

- ・ 上記（1）～（7）以外の内容で、特にアピールしたい内容があれば記入すること。

4 施設の機能等

(1) 一般事項

ユニバーサルデザインに配慮し、全ての利用者にとって安心・安全な空間となるよう整備すること。

将来の技術革新や市民ニーズの変化等に柔軟に対応できるような計画とすること。

木材を利用する場合は、県産材の活用を検討すること。

(2) 建築主体関係

本施設は、建築後に大規模な改修工事を実施した経過がないことから、施設の状況を十分想定の上「長寿命化改修工事の基本要件」を満たすような改修計画を提案すること。なお、想定している改修箇所は次のとおりであるが、これに限らず本事業の目的を達成のため必要な工事がある場合は提案すること。

箇所	現況・所見
屋根	カラー鉄板平葺部（大屋根） 塗膜はチョーキングしており浮錆が部分的に確認されている。一部では雨漏り等が発生している。
	シート防水部 膨れ等の相応の経年劣化が確認され、全面改修が必要。 一部では雨漏り等が発生している。
樋	相応の経年劣化が確認され、全面改修が必要。
天 窓	相応の経年劣化が確認され、ポリカーボネイト樹脂の劣化やコーキング材の劣化が全体的に確認されている。全面改修が必要。
外 壁	コンクリート打放し部 経年劣化等により軽微なクラックが確認され、クラック補修のうえ全面塗装が必要。
	タイル部 白華現象による汚れが確認され、美観を向上させる改修が必要。
	目地シーリング 経年劣化のため打替えが必要。

外部建具	経年劣化が確認され、建てつけの不具合等もあることから、全面改修が必要。
内装仕上げ材	床・壁・天井の仕上げ材は経年劣化が確認されている。遊具の設置や施設のリニューアルにふさわしい空間となるよう、仕上げ材の全面更新（バックヤード部分は除く）を前提に提案すること。
トイレ	既存トイレ（男・女・バリアフリー） 床・壁・天井仕上げ材やトイレブース等は経年劣化が確認され、便器の洋式化と併せて全面改修が必要。 幼児用トイレ（大人用トイレとは別に）を新たに設置すること
エントランス	石張りの基壇には劣化・破損箇所があり、雨天時は自動ドアから雨水が流入することがある。扉更新を含めてエントランス全面改修し、気軽に立ち寄りたくなる設えに更新すること。

(3) 建築 構造耐久性向上関係

本施設は、構造耐久性調査(貸出し資料)を令和2年度に実施している。構造躯体に関する健全性は確認しているものの、将来に亘り構造の健全性を維持するためにクラック補修等の必要な工事を行うこと。

(4) 電気・通信設備

ア 一般事項

- ・施設の適合性、保守管理の容易性（更新・メンテナンス）、ランニングコストの低減等を総合的に判断し、機器選定を行うとともに、安定した電力供給システムを構築すること。また、検討の結果を比較できるようにすること。
- ・電力引込や通信回線等のインフラ整備については、施設完成後の維持管理費が最適になるよう検討し、各インフラ管理者と協議の上、接続箇所及び方法等を決定すること。
- ・環境への配慮と省エネルギー性を考慮した設備を積極的に導入すること。
- ・災害時、設備更新時の電氣的なバックアップについて考慮すること。特に、長時間にわたる商用電源喪失時においても施設の活動ができるよう、非常用発電設備の近傍に外部電源接続端子を設けること。
- ・屋外に設置する機器等は、大雨による浸水・冠水対策等に配慮した配置・構造とすること。また、積雪、落葉及び強風により機能が損なわれないよう、十分配慮すること。
- ・高所に配置した器具は容易に保守管理できるようにすること。
- ・分電盤設置にあたり、主幹に配線用遮断器、分岐に漏電遮断器とすること。
- ・通信、音響、映像等は汎用性のある規格を採用すること。
- ・使用する機器の不具合発生時は国内サービス拠点より修理パーツ等を迅速に入手し不具合を是正できるよう機器の選定に配慮すること。

イ 受変電設備

- ・想定される負荷容量を算出し、受変電設備容量を検討すること。また、機器の試

運転までに電力供給が出来るよう調整すること。

- ・ イニシャルコスト、ランニングコスト及び信頼性において最も有利な方式を提案すること。
- ・ キュービクル内の変圧器、PC、LBS及び進相コンデンサーは更新後間もないため、再利用を検討すること。
- ・ 地下1階機械室の奥に電気室が位置しているため、受変電設備の更新ができるよう、機械室の機器配置について配慮すること。

ウ 非常用発電設備

- ・ 更新する非常用発電設備は、屋外設置を検討すること。また、地下1階機械室の奥に電気室が位置しているため、既設設備の撤去方法について検討すること。
- ・ 想定される負荷容量を算出し、発電機容量を検討すること。また、発電機稼働時間は30分を想定すること。
- ・ 様々な発電方式を検討し、環境性能に資する最適な設備を検討すること。
- ・ 発電機の騒音や排気が、周辺環境及び施設運営に支障のないよう配置計画すること。
- ・ 設置する燃料貯蔵場所は、給油が容易に出来ること。

エ 照明設備

- ・ LED照明器具の導入、人感センサーによる自動点滅等、省エネや環境負荷低減を行うこと。
- ・ 各諸室の照度設定、はJIS規格適用のもと適切な照度となる器具を選定すること。また、必要に応じて調光機能を有する器具を設置すること。
- ・ 選定する器具については、適切な室内環境の確保とともに、各諸室の用途等に応じて、室空間のフレキシビリティについて配慮すること。
- ・ 展示物を引き立たせる照明配置とすること。
- ・ 点滅区分を適正にし、こまめな消灯又は調光ができること。各照明の点滅の一元管理を事務所でできるようにすること。
- ・ スイッチについては、利用者及び利用方法を考慮し、使いやすい位置に設置すると共に、形状、いたずら防止カバー等について検討すること。

オ コンセント設備

- ・ 屋外及び各諸室には用途に応じ必要な数のコンセント設備を設けること。
- ・ コンセント等については、利用者及び利用方法を考慮し、使いやすい位置に設置すると共に、形状、いたずら防止カバー等について検討すること。

カ 構内情報通信網設備

- ・ 一般利用者の利用場所には、通信のセキュリティ確保に配慮したWi-Fi設備を完備すること。
- ・ 事務室等の管理者の使用場所は、情報通信設備の使用を可能にすること。また、

回線容量やセキュリティ面を考慮し、Free Wi-Fi設備と回線を分けること。

- ・ インターネット接続集中時も高速かつ安定な通信を確保できる回線とすること。

キ 構内交換設備

- ・ 事務室に電話交換機を設置すること。また、停電対応型電話機の設置や、内線外線の発信制限を設定できること。
- ・ スマートフォン連動のIP電話設備もしくはPHS回線設備により、館内のどこにいても連絡が取れるようにすること。
- ・ 内線電話応答対応のドアホン設備を設けること。
- ・ 公衆電話設備を設けること。

ク 情報表示設備

- ・ 各種イベントや周辺案内等、利用者が見易い位置に表示機器を設置すること。

ケ 時刻表示設備

- ・ 施設利用者が時刻を容易に確認できるよう、視認性に優れた時刻表示設備を設けること。
- ・ 時刻表示設備は誤差を自動的に修正できる機器を選定すること。

コ 映像音響設備

- ・ 「ゆめの劇場」は存続させる予定であり、今回の改修範囲ではないものの、シアター内の映像、音響設備の更新費用や映像、音響設備を利用した活用方法について提案すること。

サ テレビ共同受信設備

- ・ 事務室や一般利用者の休憩場所にテレビ端子を設けること。

シ 放送設備

- ・ 事務室から館内へ放送できる設備を設けること。

ス 呼出設備

- ・ 多目的トイレ等緊急呼出が必要と思われる箇所には緊急呼出設備を設け、管理者が容易に対応できるようにすること。

セ 防犯カメラ設備

- ・ 一般利用者が立ち入る場所及びセキュリティ上重要と考えられる場所には、防犯カメラ設備を設置すること。また、監視エリアを網羅するよう設計すること。
- ・ 事務室には監視モニタ、録画機器等の設備を設置すること。

ソ 機械警備

- ・ 事務室には竣工後の施設管理形態に応じて簡易に機械警備を導入できるよう、各諸室、通路・階段に空配管及び機器取付用ボックスを設置すること。

タ 消防・防災設備

- ・ 関係法令等の遵守に必要な設備を整備すること。

チ 構内配電線路

- ・ 受電する中電柱について検討し、外構計画に合わせて引込柱の位置を決定すること。
- ・ 屋外照明については、灯具のみLED化すること。また、光害に配慮し、可能な範囲で色温度の低い落ち着いた照明を採用すること。

(4) 機械設備

ア 一般事項

- ・ 施設の維持管理のための清掃、保守、点検等が効率的かつ安全に行えるように、作業又は搬出入のためのスペースを確保する等配慮すること。
- ・ 設備のシステム、機器類は、更新性、メンテナンス性に考慮したものとする。
- ・ 操作性、耐候性、安全性を考慮した設計、施工とすること。特に乳幼児から中学生への安全性を十分考慮すること。
- ・ 省エネルギー、環境保全を考慮すること。
- ・ 機器は製造者標準仕様とすること。
- ・ 環境に配慮した設計、施工とすること。
- ・ 冬季を含む、通年の使用を考慮すること。

イ 空気調和設備

- ・ 各諸室は、原則として空調を行う仕様とすること。
- ・ 各諸室の使用時間帯・使用用途・室内負荷などが異なることを考慮した仕様とすること。
- ・ 各諸室に適切なゾーニング及びシステム計画を行い、部屋ごとに個別運転を行うことができるようにすること。
- ・ 機器・配管類の将来の保守管理や更新作業が容易に出来るように、適正な機器設置スペース・パイプスペース・ダクトスペースを確保すること。
- ・ 熱源機器及び空気調和機器は撤去新設を行うこと。
(既設機器仕様は表 1 のとおり)
- ・ 機器選定に係る設計においては、熱負荷計算を行い、計算書を添付すること。
- ・ 1 階事務室・実験工作室・休養室・会議室の空気調和設備における個別パッケージ型エアコン方式について、比較検討すること。
- ・ 空気調和設備に係るダクト類は再使用可能とする。
- ・ 既存ダクトの支持方法、吊り及び形鋼振れ止め間隔が、公共建築工事標準仕様書（機械工事編）の最新版に適合しているか確認を行うこと。適合していない場合は、是正措置を講ずること。
- ・ 熱源機器及び空気調和機器に係る配管類（冷却水管、冷温水管等）及び弁類は撤

去新設を行うこと。

- ・ 新設空気調和機器（天井吊り型）及び既存チャンバーボックス類は振れ止めを行うこと。
- ・ 空気調和設備に係る吸込口及び吹出口は落下防止措置を講ずること。

表 1 既設熱源機器・空気調和設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
冷温水発生機	ガス焚き冷温水発生機 屋外型 冷房能力：453,600kcal/h 暖房能力：544,320kcal/h 冷水入口温度：12.5℃ 冷水出口温度：7℃ 循環水量：1,374.5L/min 冷却水入口温度：32℃ 冷却水出口温度：38℃ 冷却水量：2,360.7L/min 温水入口温度：50.2℃ 温水出口温度：55℃ 温水量：1,374.5L/min 使用燃料：都市ガス（9,500kcal/h） 燃料消費量：655,800kcal/h 制御方式：全自動 バーナー比例制御 3φ200V 4.98kW	屋外	1 台	撤去新設
冷却塔	超低騒音型 冷却能力：150冷却トン 冷却水量：2360.9L/min 冷却水入口温度：38℃ 冷却水出口温度：32℃（WB.27℃） 送風機 3φ200V 4.9kW	屋外	1 台	撤去新設
冷却水ポンプ	片吸込渦巻型 150φ×2,370L/min×12m 3φ200V 11kW	ポンプ室	1 台	撤去新設
冷温水ポンプ	片吸込渦巻型 100φ×1,380L/min×25m 3φ200V 11kW	ポンプ室	1 台	撤去新設
空気調和機	水平型エアハンドリングユニット空調機（自動 可変風量装置付） 冷房能力：149,760kcal/h	地下機械室 （地階一般系）	1 台	撤去新設

	暖房能力：202,836kcal/h 冷水入口温度：7℃ 冷水出口温度：12.5℃ 温水入口温度：55℃ 温水出口温度：50.2℃ 送風機：No.4 × 24,000m ³ /h × 80mm/aq 外気量：12,768m ³ /h 有効加湿量：62.4kg/h フィルター：ユニットフィルター 3φ200V 15kW			
	水平型エアハンドリングユニット空調機(自動可変風量装置付) 冷房能力：207,174kcal/h 暖房能力：228,151kcal/h 冷水入口温度：7℃ 冷水出口温度：12.5℃ 温水入口温度：55℃ 温水出口温度：50.2℃ 送風機：No.5 1/2 × 47,300m ³ /h × 80mm/aq 外気量：9,840m ³ /h 有効加湿量：62.4kg/h フィルター：ユニットフィルター 3φ200V 22kW	地下機械室 (1階一般系)	1台	撤去新設
	水平型エアハンドリングユニット空調機(自動可変風量装置付) 冷房能力：51,480kcal/h 暖房能力：69,921kcal/h 冷水入口温度：7℃ 冷水出口温度：12.5℃ 温水入口温度：55℃ 温水出口温度：50.2℃ 送風機：11,000m ³ /h × 80mm/aq 外気量：2,250m ³ /h 有効加湿量：14.52kg/h フィルター：ユニットフィルター 3φ200V 5.5kW	映写室天井裏 (マルチシアター系)	1台	撤去新設
密閉式膨張タンク	750φ × 1550H タンク容量：600L	ポンプ室	1台	撤去新設
ファンコイル	天井埋込形	1階実験工作室	2台	撤去新設

ユニット	冷房能力：8,000kcal/h 暖房能力：9,900kcal/h			
	天井埋込形 冷房能力：7,600kcal/h 暖房能力：6,700kcal/h	1階会議室	1台	撤去新設
	天井埋込形 冷房能力：2,800kcal/h 暖房能力：3,700kcal/h	1階休憩室	1台	撤去新設
	天井埋込形 冷房能力：4,500kcal/h 暖房能力：7,100kcal/h	地階天体室	1台	撤去新設
	床置形 冷房能力：4,000kcal/h 暖房能力：4,400kcal/h	1階事務室	2台	撤去新設
	床置形 冷房能力：4,000kcal/h 暖房能力：3,900kcal/h	1階映写室	1台	撤去新設
	床置形 冷房能力：3,400kcal/h 暖房能力：4,700kcal/h	1階玄関	1台	撤去新設
配管類	冷却水・冷温水配管、弁類、保温類		1式	撤去新設
ダクト類			1式	再使用可能 ※ボックス類は振れ止め、吸込口及び吹出口は落下防止措置

ウ 換気設備

- ・ 室内の空気環境を良好な状態に維持するため、適切な換気設備を諸室に設けること。
- ・ 建築基準法に基づくシックハウス対策として、各居室で24時間換気を行うこと。
- ・ 換気機器は撤去新設を行うこと。ただし、サイエンスシアターの換気機器については、再使用可能とする。（既設機器仕様は表2のとおり）
- ・ 機器選定に係る設計においては、用途、収容人数を確認のうえ、換気量計算を行い、計算書を添付すること。
- ・ 換気設備に係るダクト類は再使用可能とする。
- ・ 既存ダクトの支持方法、吊り及び形鋼振れ止め間隔が、公共建築工事標準仕様書（機械工事編）の最新版に適合しているか確認を行うこと。適合していない場合は、是正措置を講ずること。

- ・ 換気機器に係る配管類及び弁類は撤去新設を行うこと。
- ・ 新設換気機器（天井吊り型）及び既存チャンバーボックス類は振れ止めを行うこと。
- ・ 換気設備に係る吸込口及び吹出口は落下防止措置を講ずること。

表 2 既設換気設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
全熱交換器	回転形全熱交換器ユニット (熱交換率70%以上) 送風機 : No.4 × 22,610m ³ /h × 70mm/aq 3φ200V 11kW 排風機 : No.4 × 22,610m ³ /h × 70mm/aq 3φ200V 11kW フィルター : ユニットフィルター (2.6m/s)	地階機械室 (地階・1階一般系)	1台	撤去新設
	回転形全熱交換器ユニット (熱交換率70%以上) 送風機 : No.1 1/2 × 2,250m ³ /h × 50mm/aq 3φ200V 1.5kW 排風機 : No.1 1/2 × 2,250m ³ /h × 50mm/aq 3φ200V 1.5kW フィルター : ユニットフィルター (2.6m/s)	映写室天井裏 (マルチシアター系)	1台	再使用可能
空調換気扇	天井カセット型 500m ³ /h 1φ100V	1階会議室× 1、1階実験工 作室×1	2台	撤去新設
	天井埋込型 160m ³ /h 給排グリル 1φ100V	1階事務室	1台	撤去新設
	天井取付型 115m ³ /h 1φ100V	1階休憩室	1台	撤去新設
埋込天井扇	低騒音型 396m ³ /h 1φ100V (E V機械室サーモ付)	1階湯沸室× 1、1階映写室 ×3、地階E V 機械室×1	5台	撤去新設
	低騒音型 570m ³ /h 1φ100V	1階書庫×1、 1階男子便所× 1、女子便所× 1、地階男子便	5台	撤去新設

		所×1、女子便 所×1		
	低騒音型 570m3/h 1φ100V	1階多目的便所	1台	撤去新設
有圧扇	200φ シャッター付 1φ100V（地階電気室サーモ付）	地階電気室× 1、マルチアター×1	2台	撤去新設
	低騒音型 300φ シャッター付 1φ100V	地階機械室	1台	撤去新設
	低騒音型 400φ シャッター付 1φ100V	地階展示室	1台	撤去新設
配管類	給水配管（加湿用）、弁類、保温類		1式	撤去新設
ダクト類			1式	再使用可能 ※ボックス 類は振れ止 め、吸込口 及び吹出口 は落下防止 措置

エ 排煙設備

- ・ 建築基準法及び消防法に適合させること。
- ・ 排煙機及び排煙口は撤去新設を行うこと。（既設機器仕様は表3のとおり）
- ・ 排煙設備に係るダクト類は再使用可能とする。
- ・ 既存ダクトの支持方法、吊り及び形鋼振れ止め間隔が、公共建築工事標準仕様書（機械工事編）の最新版に適合しているか確認を行うこと。適合していない場合は、是正措置を講ずること。

表3 既設排煙設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
排煙機	遠心型 No.7×750m3/min 3φ200V 15kW	排煙機室	1台	撤去新設
排煙口	開放装置付	各所	10台	撤去新設
ダクト類			1式	再使用可能 ※ボックス

				類は振れ止め
--	--	--	--	--------

オ 自動制御設備

- ・ 制御方法は、施設の規模、設備システム等に応じ、設備システム運用の省力化、最適化、省エネルギー化、実績等を考慮し選定すること。
- ・ 自動制御機器は撤去新設を行うこと。
- ・ 自動制御設備に係る配管及び配線類は撤去新設を行うこと。

カ 衛生器具設備

- ・ ユニバーサルデザインに配慮すること。特に、多目的トイレには、背もたれ、オストメイト、おむつ替え台、着替え台、簡易ベッドなど、十分な設備を設置すること。
- ・ 衛生器具類は撤去新設を行うこと。
- ・ 和風大便器は、洋風大便器へ変更すること。
- ・ 洋風大便器の便座は温水洗浄便座とすること。
- ・ 洗面器及び手洗器の水栓は自動水栓とすること。また、小便器は自動洗浄式とすること。
- ・ 男性用衛生器具の数量は、既存衛生器具数以上とすること。
(既設衛生器具数は表４のとおり)
- ・ 女性用衛生器具の数量は、既存衛生器具数以上とすること。
(既設衛生器具数は表４のとおり)
- ・ 男性用及び女性用トイレには、それぞれ手すり、ベビーチェアを設置すること。
- ・ 幼児用トイレには、幼児用大便器４組以上、幼児用小便器２組以上、幼児用洗面器３組以上、洋風大便器１組以上を設置すること。
- ・ 幼児用大便器の便座は暖房便座とすること。

表４ 既設衛生器具表

場所		名称	仕様	数量	備考
地階	男子トイレ	洋風大便器	防露式ロータンク、普通便座、止水栓、床フランジ、紙巻器	１組	
		和風大便器	防露式隅付ロータンク、流動金具、スパット、紙巻器	１組	洋風大便器へ更新
		小便器	自動洗浄弁、床置形	３組	
		洗面器	埋込型、自動水栓、止水栓、排水金具(P)	２組	
	女子トイレ	洋風大便器	防露式ロータンク、普通便座、止水栓、床フランジ、紙巻器	１組	
		和風大便器	防露式隅付ロータンク、流動金具、スパット、紙巻器	２組	洋風大便器へ更新

		洗面器	埋込型、自動水栓、止水栓、排水金具(P)	2組	
		掃除用流し	送り座付横水栓、リムカバー、排水金具(P)	1組	
	廊下	ウォータークーラー	タンク容量5L、冷却能力31L/h 1Φ100V	1組	
1階	男子トイレ	洋風大便器	防露式ロータンク、普通便座、止水栓、床フランジ、紙巻器	1組	
		和風大便器	防露式隅付ロータンク、流動金具、スパット、紙巻器	1組	洋風大便器へ更新
		小便器	自動洗浄弁、床置形	3組	
		洗面器	埋込型、自動水栓、止水栓、排水金具(P)	2組	
	女子トイレ	洋風大便器	防露式ロータンク、普通便座、止水栓、床フランジ、紙巻器	1組	
		和風大便器	防露式隅付ロータンク、流動金具、スパット、紙巻器	2組	洋風大便器へ更新
		洗面器	埋込型、自動水栓、止水栓、排水金具(P)	2組	
		掃除用流し	送り座付横水栓、リムカバー、排水金具(P)	1組	
	多目的トイレ	洋風大便器	防露式ロータンク、温水洗浄便座、止水栓、床フランジ、紙巻器	1組	
		洗面器	多目的用、自動水栓、止水栓、排水金具(P)	1組	
		化粧鏡	多目的用	1組	
	廊下	ウォータークーラー	タンク容量5L、冷却能力31L/h 1Φ100V	1組	

キ 給水設備

- ・ 上水系統は、利用想定から使用水量の変動などを加味し、適切な方式を採用すること。
- ・ 給水設備機器は撤去新設を行うこと。(既設機器仕様は表5のとおり)
- ・ 屋内一般配管、屋外埋設配管及び弁類は撤去新設を行うこと。
- ・ 屋外埋設配管は、50mmまでは水道用ポリエチレン二層管を使用し、50mm超は給水用高密度ポリエチレン管を使用すること。
- ・ 建物内で土中配管になるもの又は凍結の恐れがない場合は、腐食、更新性を考慮し、架橋ポリエチレン管の採用を検討すること。

表 5 既設給水設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
受水槽付自動給水ユニット	受水槽500L 単独運転 32φ×20L/min×20m 3φ200V 0.4kW 制御盤、圧力タンク共	ポンプ室	1台	撤去新設
配管類	給水配管（屋内一般、屋外埋設）、弁類、保温類		1式	撤去新設

ク 排水設備

- ・ 屋内の各衛生器具からの汚水・雑排水は分流方式として設置すること。
- ・ 屋内一般配管、屋外埋設配管、排水金物類及び枳類は撤去新設を行うこと。（対象設備は表6のとおり）

表 6 排水設備対象表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
配管類	排水管（屋内一般、屋外埋設）、保温類		1式	撤去新設

ケ 給湯設備

- ・ 給湯の主要熱源は、省エネルギー、省コストに配慮して設置すること。
- ・ 給湯設備機器は撤去新設を行うこと。（既設機器仕様は表7のとおり）
- ・ 屋内一般配管、屋外埋設配管及び弁類は撤去新設を行うこと。

表 7 既設給湯設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
瞬間湯沸器	給湯能力：5号 屋内据付型	1階湯沸室	1台	撤去新設
配管類	給湯配管（屋内一般、屋外埋設）、弁類、保温類		1式	撤去新設

コ 消火設備

- ・ 消防法に準拠すること。
- ・ 屋内消火栓設備機器は撤去新設を行うこと。（既設機器仕様は表8のとおり）
- ・ 消火栓ボックスは撤去新設を行うこと。
- ・ 屋内一般配管、屋外埋設配管及び弁類は撤去新設を行うこと。
- ・ 屋外埋設配管は、（財）日本消防設備安全センターから消防庁告示第19号に基づく性能認定品の消火配管用ポリエチレン管を使用すること。

表 8 既設屋内消火栓設備機器表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
屋内消火栓ポンプユニット	80φ×450L/min×52m 3φ200V 7.5kW 呼水槽、フート弁、制御盤共	消火栓ポンプ室	1台	撤去新設
配管類	消火配管（屋内一般、屋外埋設）、 弁類、保温類		1式	撤去新設

サ ガス設備

- ・ ガスを必要箇所に供給すること。
- ・ 都市ガス事業者の供給規定により施工すること。
- ・ 屋内一般配管、屋外埋設配管及び弁類は撤去新設を行うこと。
（対象設備は表 9 のとおり）

表 9 ガス設備対象表

名称	仕様	設置場所	数量	改修内容
配管類	ガス配管（屋内一般、屋外埋設）、 弁類		1式	撤去新設

シ その他

- ・ 昇降機設備は平成30年 1 月に改修済。

5 適用基準等

関係法令・条例に適合するとともに、以下に掲げる仕様書等の最新のものに適合すること。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（機械工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (5) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (6) 公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (7) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (8) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (9) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (10) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- (13) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (14) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (16) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (18) 工事写真の撮り方（建築編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (19) 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (20) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (21) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (22) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (23) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (24) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (25) 長野市公共建築設計業務等委託基準
- (26) 長野市公共建築設計業務委託共通仕様書
- (27) 長野市公共建築工事監理業務委託共通仕様書
- (28) 長野市公共建築工事標準書式
- (29) 長野市建設工事共通仕様書

6 設計・工事監理業務仕様

(1) 実施設計業務

- ア 事業者は、本業務の管理技術者を選任し、その氏名その他必要事項を市に書面にて通知すること。
- イ 事業者は、関係法令等に基づき設計業務を実施すること。
- ウ 事業者は、業務の詳細について監督職員と連絡を取り、かつ十分に打ち合わせをして業務の目的を達成すること。
- エ 事業者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督職員に設計図書等を提出するなどの中間報告を行い、十分な打ち合わせを行なうこと。

(2) 工事監理業務

- ア 事業者は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に市に工事の状況を報告すること。
- イ 市が要請したときは、書面等により工事・工事監理の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での説明を行うこと。
- ウ 工事監理者は、近隣対応や官公庁との協議等に関し、必要に応じて市や工事施工者と協力して速やかに対応すること。

- エ 公園利用者の安全が最優先であることを十分に認識し、工事施工者に対し工事現場の安全衛生管理について助言、確認を行うこと。

(3) 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ア 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- イ 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ウ 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引き」に例示するもの）2 部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

7 建設工事特記仕様（全般）

- (1) 事業者は、建設工事の現場代理人を選任し、現場に常駐させること。また、機械設備工事、電気設備工事の担当技術者を選任すること。
事業者は、現場代理人、担当技術者の氏名その他必要事項を、市に書面にて通知すること。
- (2) 上記 5－適用基準等で具体的な材料・工法・検査方法等が明示されていない場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。
- (3) 工事にあたっては、長野市環境方針(最新版)を十分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。
- (4) 工事の着手前に工事概要等を近隣住民等に周知するなど、理解協力を求めること。
そのために看板等を設置した場合は、確実に固定し横転や飛散等しないようにすること。
- (5) 作業時間、作業日、騒音振動等については、近隣住民に配慮し、関係法令を遵守することとし、事前に監督職員と協議のうえ、工事内容、施工条件等考慮して決めること。特に長野市公害防止条例には留意のこと。
- (6) 施設用途を十分に理解し、転倒防止、落下防止、衝突防止、足掛かり、指詰め防止、

面取り等に配慮し、図示なくとも施工段階で考慮し安全性の高い施設になるよう努めること。

- (7) 諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け使用のこと。ただし、JIS規格合格品等で監督職員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
- (8) 施工上必要ある個所は、監督職員の指示により適切なる材料をもって養生を施し、急硬急乾凍結破損の防止をすること。
- (9) 施工するにあたり建築、電気設備、機械設備等の取合いを十分に検討すること。
- (10) 施工にあたり、必要最小限の樹木の枝打ち伐採は工事に含むものとする。(監督職員と協議、承諾のうえとする)
- (11) 工事完了後の検査が不可能な個所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
- (12) 工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷個所の復旧補修をし、監督職員の確認を受けること。
- (13) 工事しゅん工引渡し後、工事の施工に起因した不具合が生じた場合は、建物及び工作物2年間(受注者の故意または重大な過失による場合、10年間)以内に、期日を定め補修工事をし、市建築課係員の検査を受けること。
- (14) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 上記により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により市に報告すること。
 - ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- (15) 事業者は、受注時または変更時において、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、(財)日本建設情報センターに登録しなければならない。また、(財)日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しが届いた場合は、ただちに監督職員に提

出しなければならない。

(16) 事業者は、完了日後14日までの期間の火災保険に加入し、保証書の写しを提出しなければならない。

(17) しゅん工前に「厚生労働省が定める室内濃度に関する指針値」によるVOC測定(対象物：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)を行い、指針値以下であることを確認し、報告すること。また、測定により指針値を超えた場合、監督職員との協議により必要な措置(強制換気等による対象物質の放散法、VOC等の吸収、分解法他、工期の延期及び再検査等)を講ずるものとする。なお、測定はアクティブ方式にて全ての居室で実施すること。

(18) 完成図を次の項目のとおり作成し、提出すること。

ア CADデータ

CADデータの提出は、JWW形式(SXF対応拡張線色・線種)で保存したものを1部提出する。

イ 総合版製本

製本については、白焼きとし、背表紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事監理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷した見開きA1製本を1部、見開きA3製本を3部提出する。

(19) 保全に関する資料を作成し、2部提出すること。

(20) 事業者は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うとともに、監督員が要請したときは工事の事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

(21) 現場内及びその周辺環境の美化に努め、タバコの吸殻、空き缶又はごみ等を散乱させることの無いようにすること。

(22) 作業に従事する者の安全についても充分配慮するため、労働安全衛生法に定められた新規入場者教育を実施し、記録の整備を行うこと。また、毎日の作業着手前の安全教育はもちろんのこと、現場に即した安全教育等を作業員全員の参加により、一ヶ月当たり半日以上時間を割り当て実施すること。

(23) 高所で作業をする時は、作業に際し安全帯の着用を義務づけること。

(24) 工事範囲内で発生した事故については、工事内容や工事着手の有無に関わらず事業者の責任となることから、安全上支障があると判断される場合はそのための処置を

行なうか、監督職員と協議して安全確保に努めること。

(25) 工事施工のための道路使用にあたっては、一般車両や歩行者の安全性・通行性を十分確保すること。

(26) 建設副産物の処理については、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

(27) 産業廃棄物搬出について、「建設廃棄物処理委託契約書」、「許可書」の写しを、施工計画書に添付すること。また、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」は、A票とE票の全ての写しを竣工書類に添付し提出すること。

(28) 施工計画書には再生利用促進計画書、竣工書類には同実施書（電子データも添付）を添付し提出すること。

(29) 残土、アスファルト塊、コンクリート殻等を一時仮置きする場合は、仮置場地権者、権利者の了解を得るとともに、必要に応じて仮囲い、看板を設置するなどの措置をとり、監督職員と事前に協議すること。

(30) 長野市公契約等基本条例に関する事項

ア 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。

イ 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

ウ 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体制図（共通仕様に定められたもの）の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(31) 新型コロナウイルスへの対応について

ア 作業従事者（当該現場の作業に従事している者。全ての下請業者を含む）の体温及び健康状態の把握を毎日行い、健康管理を徹底すること。

イ 作業従事者に、感染の疑い又は濃厚接触した疑いのある者が判明した場合は、県や市の保健所に相談の上、その指導に従い自宅待機等適切な措置を講ずること。また、速やかに監督職員に報告すること。

ウ 作業従事者に感染者又は濃厚接触者が判明した場合は、速やかに監督職員に報告

すること。また、工事の継続・一時中止等その後の対応について速やかに検討し、発注者との協議を行うこと。

8 建設工事特記仕様（建築工事）

- (1) 公園利用者や歩行者が工事現場内に立入らないように適切な措置を行い安全を確保すること。
- (2) 足場を設ける場合、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
- (3) 工事用水、工事用電力とも既存の施設を有償にて利用できる。
- (4) 次の項目に定める防水工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。
 - ア アスファルト防水
 - イ シート防水
 - ウ 塗膜防水
 - エ FRP防水
 - オ ステンレス防水
- (5) 屋根工事は、事業者及び施工業者と連名で、保証期間を10年間とした保証書を提出すること。

9 建設工事特記仕様（電気設備工事）

- (1) 一般共通事項
 - 関係法令等を遵守すること。
- (2) 耐震施工
 - 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
 - なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (3) 調整・検査・トレーニング
 - 各種機器が適正且つ正確に動作するように総合調整を行い、試験については計画書及び報告書を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。納入する機器の使用方法を施設運用担当者に説明・運用トレーニングを実施すると共に、実際の使用を想定した運用マニュアルを作成すること。
- (4) 竣工時提出書類
 - 電話交換機、音響、映像、照明等の各種機器設定データ類を整備し、提出するものとする。

10 建設工事特記仕様（機械設備工事）

(1) 給水設備

長野市上下水道局『給水装置・排水設備工事指針』に従い設計・施工のこと。

(2) 排水設備

長野市上下水道局『給水装置・排水設備工事指針』に従い設計・施工のこと。

(3) 消火設備

長野市消防局『長野市火災予防条例』に従い設計・施工のこと。